

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 35 ストック・オプションの会計処理

今回は株価の上昇に関連して、ストック・オプションの会計処理について解説します。

ストック・オプションとは、自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に報酬として付与するものをいいます（ストック・オプション等に関する会計基準（以下、基準という）2項(2)）。

ストック・オプションは、あらかじめ決められた価格（行使価格）で自社株式を購入することができる権利です。

その企業の株価が行使価格よりも上昇すれば、株式を行使価格で購入し、市場で売却することで、行使価格と株価との差額を利益として得ることができます。

この利益が、ストック・オプションを付与された人にとっての報酬となるわけです。

したがって、自社の株価が上がれば上がるほど、報酬の額が大きくなることとなります。

このように、ストック・オプションは従業員等に対する報酬の性格を有しますが、通常の給与や賞与のように金銭を支払うような直接的なものとは形式が異なります。

では、会計上はどのように取り扱うのでしょうか？

ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用（株式報酬費用）として計上し、対応する金額をストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表上の純資産の部に新株予約権として計上することとなります（基準4項）。

また、各期の費用は、従業員からのサービスの取得に応じて計上するため、ストック・オプションの公正な評価額を算定し、これを、対象勤務期間を基礎とする方法その他合理的な方法に基づき、各期に配分することが必要となります（基準5項）。

このように費用認識する考え方は、従業員等が付与されたストック・オプションを対価として、企業に対して追加的にサービスを提供し、企業は、企業に帰属することとなったサービスを消費しているという点を根拠としています。

また、ストック・オプションが権利行使され、これに対して新株を発行した場合には、新

株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える処理をします。

なお、税制適格ストック・オプションについては、税効果会計の対象とはなりません、税制非適格ストック・オプションについては、付与時に将来減算一時差異に該当し、税効果会計の対象になりますので注意が必要です（税効果会計に関するQ&AのQ2）。

関連会計基準等：

企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」

企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」

税効果会計に関するQ&A

(2013/5/13号より)